

●日本弁理士会 国際活動センターからのお知らせ
【米国情報】

2025年9月14日

担当：国際活動センター 外国情報部 米州部
岡東 保

AI 機械学習を適用した発明に対する最初の CAFC 判決のご紹介

RECENTIVE ANALYTICS, INC., v. FOX CORP. (April 18, 2025, CAFC, Precedential)
レセンティブ・アナリティクス、インク v. フォックス コーポレーション
(April 18, 2025, CAFC, 先例)

1. 事件の概要

本件は、AI 機械学習を適用した発明に対する最初の CAFC 判決であり、先例(precedential)である。

(1) 原告、特許権者： Recentive Analytics, Inc. (以下、Recentive)、ビジネス上の意思決定を促進することに焦点を当てた予測分析会社。

(2) 被告、FOX CORP., FOX BROADCASTING COMPANY, LLC, FOX SPORTS PRODUCTIONS, LLC, (以下、Fox)、アメリカ・ニューヨークに拠点を置くマスメディア企業。

(3) Recentive は 2022 年 11 月 29 日、4 件の特許権侵害を主張し、Fox を連邦地裁 (Pennsylvania 州東部地区連邦地裁) へ提起し、Fox は、特許は 101 条によって不適格であるとして請求不成立を理由に、侵害訴訟の却下を申し立てた。

(4) 連邦地裁は、Alice 判決の 2 段階審理に基づき、Recentive 特許は 101 条に基づき不適格であると判決し、Fox の訴訟却下申し立てを認めた。

(5) Recentive は CAFC (連邦巡回控訴裁判所) へ控訴した。

(6) 2025 年 4 月 18 日、CAFC は、連邦地裁の判決を是認し、Recentive 特許は、101 条に基づき特許不適格であると判決した¹。

2. 特許権の概要

Recentive は 4 件の特許を有していた。これらは、A. 機械学習トレーニング特許と、B. ネットワークマップ特許と、に分けられる。

A. 機械学習トレーニング特許

米国特許第 11,386,367 号 (以下、367 特許)、および 11,537,960 号 (以下、960 特許) タイトルはどちらも 「イベントスケジュールを決定するためのシステムおよび方法」 (Systems and Methods

¹ https://www.cafc.uscourts.gov/opinions-orders/23-2437.OPINION.4-18-2025_2500790.pdf

for Determining Event Schedules)である。エンターテインメント業界とテレビ放送事業者が直面している問題であって、ライブイベントのスケジューリングを最適化する方法に関する特許である。

これらの特許は以下のステップを含む。

(i) 収集ステップ (イベントパラメータとターゲット・フィーチャーを受け取る)

イベントパラメータとは、イベントの日付、会場の場所、チケットの売上などである。ターゲット・フィーチャーとは、ユーザが選択した結果であり、例えばイベントの参加者数、収益、チケットの売上である。

(ii) 機械学習モデルの反復学習ステップ (データ内の関係を特定する)

以前のライブイベントまたは一連のライブイベントからの履歴データを含むことができる訓練データのセットを使用して訓練」

(iii) 出力ステップ (最適化されたスケジュールを生成する)

(iv) 更新ステップ (データ入力の変更を検出し、新しい、さらに最適化されたスケジュールを反復的に生成する)

スケジュールは「データのリアルタイムの変化に応答して動的に」生成され、「入力パラメータとターゲット・フィーチャーは、以前のアプローチと比較して、より効率的かつ正確に処理される。

Venue	9/1	9/2	9/3	9/4	9/5	9/6	9/7	9/8	9/9
Venue 1	P1								
Venue 2									P1
Venue 3			P1						
Venue 4		P1							
Venue 5				P1					
Venue 6									
Venue 7					P1				
Venue 8						P1			
Projection	221	141	432		251	676		549	246

例として、パフォーマーP1は、9月1日に会場1 (Venue1) で、9月2日に会場4で公演を予定しています。また、9月4日や9月7日など、パフォーマーP1の公演が予定されていない日付もあります。総目標特徴量 714 (例: 総収益、コスト、および/または総入場者数) は、スケジュール全体 700 (例: すべての日付および予定された公演) に対して表示することができます。

B. ネットワークマップ特許

10,911,811号特許、(以下、811特許)と10,958,957号特許(以下、957特許)はネットワークマップ特許である。どちらもタイトルは「ネットワークマップを自動的かつ動的に生成するためのシス

テムおよび方法」である。("Systems and Methods for Automatically and Dynamically Generating a Network Map")。

'811 特許のクレーム 1 は、ネットワークマップ特許の代表的なものであり、以下のステップを含む。

(i) 収集ステップ（現在の放送スケジュールを受信する）

収集データには「天気データ、ニュースデータ、ギャンブルデータ」が含まれてもよい。

(ii) 分析ステップ（ネットワークマップを作成する）

(iii) 更新ステップ(データ入力のリアルタイムの変更を組み込む)

(iv) 使用するステップ(最適化されたネットワークマップを使用して番組放送を決定する)

例えば、NFL（ナショナル・フットボール・リーグ）の放送では、ユーザは、“全試合にわたる NFL の全体的な視聴率、特定の系列（CBS または FOX）との NFL の視聴率、特定の視聴者との、または特定の時間における NFL の視聴率”を最大化するターゲット・フィーチャーを選択することができる。

お、本明細書では、開示された方法は「任意の適切な機械学習技術」と組み合わせて一般的なコンピューティング機器を使用することを明確に記載している。

station	1pm game	4pm game	state	city
DWAY	BAL-KC	HOU-LAC	NC	Wilmington
EENY	CIN-BUF	PIT-SF	NY	Elmira-corning
EKTV	NYJ-NE	PIT-SF	NY	Utica
ELOX	ATL-IND	NO-SEA	MS	Biloxi
EOHL	CIN-BUF	HOU-LAC	OH	Lima
ESVF	BAL-KC	PIT-SF	VA	Harrisonburg
GBBJ	BAL-KC	NO-SEA	TN	Jackson
KAJ	BAL-KC	HOU-LAC	MT	Kalispell
KAUZ	NYJ-NE	PIT-SF	TX	Wichita Falls
KBAK	NYJ-NE	HOU-LAC	CA	Bakersfield
KBIM	BAL-KC	PIT-SF	NM	Roswell
KWAK	BAL-KC	PIT-SF	CO	Durango

NFL(ナショナル・フットボール・リーグ)の試合、DWAY は地方放送局

午後 1 時の試合は BAL-KC 、 NC 州、 ウィルミントン

午後 4 時の試合は HOU-LAC 、 NC 州、 ウィルミントン

以下に、変更後のネットワークマップを示す。

station	1pm game	4pm game	state	city
DWAY	BAL-KC	HOU-LAC	NC	Wilmington
EENY	NYI-NE	PIT-SF	NY	Elmira-Corning
EKTV	NYI-NE	PIT-SF	NY	Utica
ELOX	ATL-IND	NO-SEA	MS	Biloxi
EOHL	CIN-BLUE	HOU-LAC	OH	Lima
ESVF	BAL-KC	PIT-SF	VA	Harrisonburg
GB8J	BAL-KC	NO-SEA	TN	Jackson
KAJ	BAL-KC	HOU-LAC	MT	Kalispell
KAUZ	DET-PHI	PIT-SF	TX	Wichita Falls
KBAK	DET-PHI	HOU-LAC	CA	Bakersfield
KBIM	BAL-KC	PIT-SF	NM	Roswell

KAUZ 局および KBAK 局では午後 1 時からの試合は NYI - NE から DET-PHI へ自動的に変更した。

なお、KBAK 局は CA の Bakersfield にある CBS 系の放送局

3. 連邦地裁判決

(1) 連邦地裁への提訴

Recentive は、2022 年 11 月 29 日、4 件の特許権侵害を主張し、Fox を連邦地裁 (Pennsylvania 東部地区連邦地裁) へ提起し、Fox は、特許は 101 条に基づき不適格であるとして請求不成立を理由に侵害訴訟の却下を申し立てた。

(ア) Alice のステップ 1 : 抽象的アイデア、自然法則、自然現象でないこと。

連邦地裁は、主張されたクレームは「既知の一般的な数学的技術を使用してネットワークマップとイベントスケジュールをそれぞれ作成するという抽象的なアイデアを対象としている」と判断した。⁽¹⁾

(イ) Alice のステップ 2 : 著しく有意な (significantly more) 発明的概念 (inventive concept) を有するか。

機械学習の限定は「広範で機能的に記述された周知の技術」に過ぎず、「一般的で従来のコンピューティングデバイス」をクレームしているに過ぎないため、特許請求の範囲はそれ自体に対する特許を「著しく有意な発明的概念」を対象としていないと判断した。⁽¹⁾

さらに、連邦地裁は Recentive の訴状の修正許可申請を却下した。

以上より、連邦地裁は、Alice 判決の 2 ステップの審理に基づき、Recentive の特許は不適格であると結論づけ、Fox 社の侵害訴訟却下申立てを認めた。

4. CAFC 判決

(1) CAFCへの控訴

Recentive は CAFC へ控訴した。

(2) CAFC 審理

本件は、連邦地裁による特許無効（特許法 101 条違反）に対する Recentive の控訴に関するものであり、CAFC はデ・ノボ基準（事実関係や法律解釈を最初から見直す）で審理を行った。アリス判決に基づき、101 条の適格性判断を 2 ステップで行った。

(ア) Alice のステップ 1

抽象的アイデア、自然法則、または自然現象に該当しないこと。

(a) CAFC の判断基準

先ず、問題となるクレームが特許不適格な概念の一つを対象としているか否かを判断する。²

そのために、先行技術に対するクレームされた進歩 (advance) の焦点を見る。³

そして、クレームが主張されたコンピュータ能力の具体的な向上に焦点を当てているのか、あるいは、コンピュータが単にツールとして使用されている抽象的なアイデアであるかを判断する。⁴

(b) Recentive の主張

機械学習技術自体ではなく、その応用により、イベントスケジュールやネットワークマップの生成が可能になる点に新規性がある。

また、機械学習によって従来人手で行われていた作業をリアルタイムで動的に行うことができる。

手作業では、人間に認識されず、データに埋もれていた『有用なパターン』を発掘することが出来る。従って本願発明は単なる抽象的なアイデアではない。

(c) CAFC 判決

クレームは「既存の機械学習技術を新しい用途（イベントスケジューリングやネットワークマップ作成）に適用しただけ」に過ぎず、抽象的アイデアに該当する。

使用されている機械学習技術は、勾配ブースティングランダムフォレスト、回帰分析、ニューラルネットワーク、決定木、サポートベクターマシン、ベイジアンネットワークなど汎用的なものである。

Recentive も認めているように新規の具体的な技術的改良がなく、クレームには、機械学習技術が改善を達成するためのステップが定義されていない。⁵

² Alice, 573 U.S. at 216; Mayo Collab.Servs. v. Prometheus Lab'ys, Inc.

³ Koninklijke KPN N.V. v. Gemalto M2M GmbH, 942 F.3d 1143, 1149

⁴ Finjan, Inc. v. Blue Coat Sys., Inc., 879

⁵ Trinity Info Media, LLC v. Covalent, Inc., 72 F.4th 1355, 1363(Fed. Cir. 2023)

コンピュータの使用によるスピードと効率の向上（コンピュータ技術の向上がない場合）は、それ自体で適格性を創出するものではない。⁶

イベント計画やネットワークマップ作成の分野に機械学習技術を導入しているという理由だけで適格であるという *Recentive* の主張は、CAFC の 101 条の法理論には相容れない。

（イ）Alice のステップ 2

（a）CAFC 判断基準

クレームの要素を個々に、及び『順序付けられた組み合わせとして』検討し、追加要素が『クレームの性質を変化させ』特許適格性のあるアプリケーションになるかどうかを判断する。⁷

クレームは「クレームされた抽象的アイデアを特許適格なアプリケーションに変換するのに十分な発明概念」を含んでいるかどうかを判断する。⁸

（b）Recentive の主張

機械学習を利用して、リアルタイムデータに基づいて最適化された地図とスケジュールを動的に生成し、状況の変化に応じてそれらを更新する。

実際にデータに基づいて状況変化に応じる点に技術的意義がある。

（c）CAFC 判断

機械学習トレーニング特許とネットワークマップ特許を、機械学習を適用してイベントスケジュールとネットワークマップを生成するという抽象的なアイデア以上の「著しく有意の」ものに変えるようなものは、個別に検討しても、順番に組み合わせて検討しても、クレームには見当たらない。

Recentive は、Fox の侵害訴訟却下の申し立てを覆すに十分な発明的概念を主張するのに十分な申し立てを訴状に特定できていない。また、連邦地裁への訴状の修正を許可しても無駄であり、連邦地裁の却下決定に誤りはない。

よって、アリス判決のステップ 2 においても、特許適格性は認められない。

（3）CAFC 判決

CAFC は、連邦地裁の判決を支持し、以下の点を結論付けた。

本件のクレームは抽象的アイデアに該当し、特許不適格である。

機械学習技術の適用自体は重要だが、特許適格性には具体的な技術的改善の開示が必要である。

また、連邦地裁への訴状の修正を許可しても無駄であり、連邦地裁の却下決定に誤りはない。

この判断は、Alice 判例や関連する連邦巡回裁判所の判決に沿ったものであり、特許法の目的（新規かつ有用な技術の進歩を奨励すること）に合致するとした。

⁶ IBM v. Zillow Grp., Inc., 50F.4th 1371, 1381 (Fed. Cir. 2022)

⁷ 573 U.S. at 217 (quotes Mayo, 566 U.S. at 79).

⁸ Trinity, 72 F.4th at 1365 (quotes Alice, 573 U.S. at 221); Broadband iTV, Inc. v. Amazon.Com, Inc., 113 F.4th 1359, 1370 (Fed. Cir. 2024)

5. 考察

CAFC 判決では、既存の機械学習技術を特定の用途（例えば放送スケジュールやネットワークマップ生成）に適用しただけでは 35 U.S.C. § 101 に基づく特許適格性を満たさないと判決された。

（1）機械学習の具体的な技術的改善の開示が必要

CAFC 判決によれば、機械学習技術の適用自体は重要だが、特許適格性には具体的な技術的改善の開示が必要である。

さらに、クレームとして具体的な開示が必要である。

CAFC 判決では、従来の裁判例に基づいて、本発明が特許適格性を満足しないことが、全体を通して指摘されている。

（2）司法例外の実用的な応用への統合について

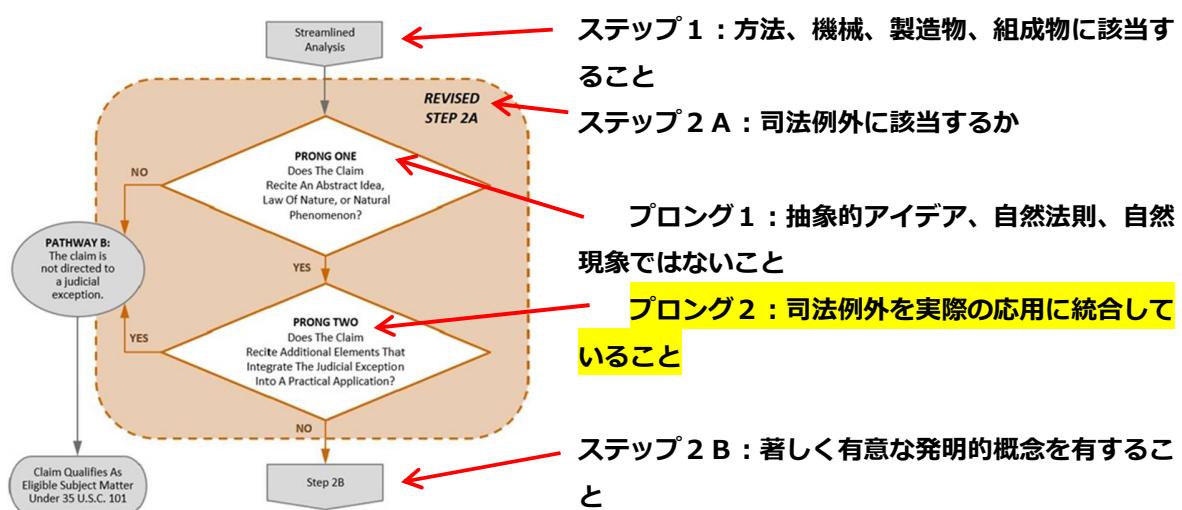
本件において、司法例外の実用的な応用への統合については言及されていない。しかし、司法例外の実用的な応用への統合について明細書に記載し、クレームすることによって、101 条の特許性を主張出来た可能があると思われる。

但し、裁判所で、司法例外の実用的な応用への統合を主張する場合、MPEP 2106 ステップ 2A プロング 2 の主張には、以下に示す注意が必要である。

（2-1）裁判所での MPEP 2106 ステップ 2A プロング 2 の主張について

MPEP は、USPTO の審査基準であり、法律や規則でない。従って、法的拘束力はない。

以下に、MPEP 2106 ステップを以下に示す。



（2-2）裁判所でのプロング 2 の取り扱い

裁判所（連邦地裁および CAFC）では、MPEP のフレームワークではなく、判例法（Alice/Mayo テスト）に基づいて特許適格性（35 U.S.C. §101）が判断される。

ただし、Step 2A の Prong 2 は、Alice テストの「inventive concept」分析と実質的に類似しているため、裁判所でも間接的に考慮される可能性はある。

（2－3）実務的なアドバイス

(a) USPTO での主張

USPTO での審査対応では、MPEP 2106 の Step 2A (Prong 2) に沿った反論が有効である。

例：本願請求項は単なる抽象的概念ではなく、司法例外が実際の応用に統合されている。

(b) 裁判所での主張

特許無効訴訟における§101 による拒絶判決への反論では、Alice/Mayo テストを直接援用し、MPEP 2106 を補足的な議論として用いることが一般的である。

例：本願請求項は著しく有意な発明的概念を有する。

以上